

令和8年7月8日
四 国 運 輸 局

タクシー運賃の改定審査開始について（高知地区）

令和8年3月6日、高知地区※における法人タクシー事業者から運賃改定要請があり、その後、要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、高知地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割以上に達したため、運賃改定要否について判断を行った結果、運賃改定が必要と判断しましたのでお知らせします。

運賃改定要否の判定にあたって、運賃改定要請（申請）を行った事業者の中から標準的経営を行っている事業者（標準能率事業者）を選定し、実績年度の加重平均収支率が100%を下回っていたため、運賃改定が必要と判断しました。

現在、高知地区は旧高知県高知市域地区、旧高知県郡部地区でそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、標準能率事業者の中から複数の原価計算対象事業者を抽出し、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※高知地区（高知県全域）

旧高知県高知市域地区 …高知県高知市、吾川郡いの町（旧吾川郡伊野町）

旧高知県郡部地区 …高知県のうち高知市域地区を除く全域

（問い合わせ先）

四国運輸局自動車交通部旅客課

担当：宮野・広瀬・吉本

電話：087-802-6771

○ 要請・申請受付期間

令和8年3月6日 ～ 令和8年6月5日

○ 高知地区における要請・申請結果

要請・申請 事業者数	地区事業者数	要請・申請 車両数（A）	地区車両数（B）	要請・申請率 （A÷B）
22者	98者	499両	986両	50.61%

○ 要請・申請内容（普通車上限運賃の距離制運賃より抜粋）

普通車 （上限）	初乗運賃		加算運賃	
	距離	額	距離	額
	1.0km	610円～720円	259m～307m	100円

○ 現行運賃（普通車上限運賃の距離制運賃より抜粋）

旧高知県高知市域地区

普通車 （上限）	初乗運賃		加算運賃	
	距離	額	距離	額
	1.0km	560円	269m	80円

旧高知県郡部地区

普通車 （上限）	初乗運賃		加算運賃	
	距離	額	距離	額
	1.0km	560円	282m	80円